

## 附属機関等の委員の公募について

### 【高松市自治基本条例第20条】

執行機関は、附属機関等について、その委員の一部を公募により選任するものとする。

※ 附属機関等とは、附属機関および附属機関類似機関の総称

附属機関：地方自治法第138条の4第3項の規定により法律または条例に基づき設置された合議制の機関

附属機関類似機関：市民の意見を本市の行政に反映させること等を主な目的として規則、規程、要綱等に基づき設置された機関

### 【地方自治法第138条の4第3項】

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

#### 1 「高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱」の見直し

市民の幅広い層からの意見の反映と事業の公正性の確保に向け、より多くの市民に附属機関等の委員になっていただくため、平成23年度に「高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱」の見直しを行った(改正後の要綱の施行期日:平成24年2月1日)。

#### 【見直しの概要】

見直し項目	見直し前	見直し後	中核市等の状況
委員数	総数は15人以内	公募委員を除く委員の数は15人以内	委員数を定める市の約7割が総数は20人以内としている
公募委員の割合	委員総数の1割以上かつ1人以上	公募委員を除く委員の数の2割を下らない人数	公募委員数を定める市の約5割が総数の20%を最低基準としている
上限年齢	委嘱時に年齢75歳以上である者は委嘱しない(公募を除く)	同左	上限年齢を定める市の約4割が75歳までとしている
在任期間	在任期間は引き続き10年を超えることができない	同左	在任期間を定める市の約5割が10年としている
兼職数	既に他に4機関以上の委員となっている者は委嘱しない	同左	兼職可能な機関数を定める市の約5割が5機関としている

※「中核市等の状況」は、平成23年4月1日現在における状況。

回答のあった38市の集約結果。

## 2 附属機関等の委員の公募の状況

## (1) 附属機関等の機関数

## ア 附属機関

平成23年4月1日現在	平成24年4月1日現在
64機関	71機関

## イ 附属機関類似機関

平成23年4月1日現在	平成24年4月1日現在
61機関	36機関

## (2) 公募委員がいる附属機関等の機関数

平成23年4月1日現在	平成24年4月1日現在
41機関	40機関

## (3) 附属機関等の公募委員数

平成23年4月1日現在	平成24年4月1日現在
71人（男性35人女性36人）	88人（男性49人女性39人）

男性14人女性3人の計17人公募委員の増加が図られた。